

会議の公開に関する指針

昭和60年11月26日 大阪府知事決定
平成8年10月1日 一部改正
平成12年 6月1日 一部改正
平成24年11月1日 一部改正

この指針は、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第33条の規定に基づき、審議会等の「会議の公開」に関し、その在り方を示したものである。

1. 目的

審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を府民に明らかにし、審議会等のより公正な運営の確保に資するとともに、府民参加による府政の推進に寄与することを目的とする。

2. 対象

この指針の対象とする審議会等は、府民、学識経験者等で構成され、法令又は条例の定めるところにより、府の事務について審議、審査、調査等を行なうために知事の下に設置された機関（以下「審議会」という。）とする。

3. 会議の公開の基準

審議会の会議は、原則として公開するものとする。

ただし、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において大阪府情報公開条例第8条又は第9条の規定に該当する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

次頁参照

4. 公開・非公開の決定

審議会の会議の公開・非公開の決定は、審議会の会長が当該会議に諮って行うものとする。

5. 公開の方法等

- (1) 審議会は、公開で行う会議については、会場に一定の傍聴席を設け、府民に傍聴を認めるものとする。

なお、審議会の会長は、会議を円滑に運営するため会場の秩序維持に努めるものとする。

- (2) 審議会の会長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

6. 会議開催の周知

- (1) 公開で行う会議の開催の周知は、インターネットの利用等により、会議日の確定後直ちに行うものとする。
- (2) 会議開催の周知に当たっては、会議の開催日時及び場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続を明記するものとする。

7. その他

会議の経過、結果について、会議終了後できるだけ速やかに、インターネットの利用等による公表に努めるものとする。

〈参考〉

○大阪府情報公開条例

第8条第1項第1号・・・営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持による場合

第8条第1項第2号・・・第三者（個人又は法人等）から公にしないことを条件に提供を受けた情報である場合

第8条第1項第3号・・・意思形成過程の情報を公開することの公益性を考慮する場合

第8条第1項第4号・・・執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合

第8条第1項第5号・・・公開すると情報提供者、犯罪の被疑者又は参考人等の生命、身体、財産を保護することが困難となる場合

第9条第1号・・・・・・・・個人のプライバシーに関する情報である場合

第9条第2号・・・・・・・・法令で公開できないとされている情報である場合

この指針は、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第33条の規定に基づき、審議会等の「会議の公開」に関し、その在り方を示したものである。

会議の公開制度は、「行政文書公開制度」、「情報の公表制度」及び「情報提供制度」とともに大阪府の情報公開制度の重要な柱であり、府の施策・計画の立案や執行過程などで重要な役割を果たしている審議会の審議状況等を明らかにし、審議会のより公正な運営の確保に資するとともに、府民参加による府政の推進に寄与するため、審議会の会議を公開する制度である。

大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第33条及び知事が定めた「会議の公開に関する指針（昭和60年11月26日決定）」（以下「指針」という。）は、本制度の根拠となるものであり、この前文は、「会議の公開」が、「知る権利」の保障、個人の尊厳の確保及び地方自治の健全な発展という情報公開制度の基本理念に基づくものであることを明らかにしている。したがって、会議の公開制度の運営に当たっても「原則公開」及び「個人のプライバシーに関する情報の最大限の保護」という条例の基本姿勢に倣うこととなる。

（対 象）

この指針の対象とする審議会等は、府民、学識経験者等で構成され、法令又は条例の定めるところにより、府の事務について審議、審査、調査等を行うために知事の下に設置された機関（以下「審議会」という。）とする。

指針の対象となる審議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及び法令又は条例に基づき設置された合議制の機関であって、府民、学識経験者等で構成されたものである。したがって、審議、審査、調査等を行うため知事の下に設置された会議であれば、審議会、懇話会、委員会等の名称を問わず全て指針の対象となるが、これとは反対に合議制の機関ではないもの又は審議会等の名称で設置されていても、行政運営上の意見交換、懇談等を行う会合や国、地方公共団体の関係職員のみによって構成された会議は指針の対象とはならない。これは、指針が、府民参加による府政の推進に寄与することを目的とするものであることから、もっぱら府の内部管理事務のために行われる会議及び府とその他の機関等との連絡調整等意思疎通を図るために行われる会議を除外する趣旨である。

なお、会議の公開制度は、本府の情報公開制度の一環であることから、条例第2条第2項に定める知事以外の実施機関（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会等）の下に設置された審議会についても、知事の下に設置された審議会と同様に取り扱われることが望ましい（現実にもそのように取り扱われている。）。

審議会の会議には、審議会の全委員で構成する全体会議のほか、一部の委員で構成する部会、専門部会、分科会等の会議があるが、基本的にはこれらの部会等の会議についても指針の対象となる。

また、調査や計画の策定等を第三者に委託した場合で、委託先が報告書等の成果品をまとめるために設置した会議は指針の対象にはならないが、情報公開制度の趣旨からして、府の施策の根幹にかかわる長期計画や構想等に関する会議であって、府民、学識経験者等で構成されるものは、第三者に設置を委ねることなく、知事の下に設置する機関として運営することが、指針による「会議の公開」の趣旨により合致するものであろう。